

平成 30 年度 第 1 回教科用図書東濃採択地区協議会 会議録

東濃採択地区協議会事務局

I 日 時 平成 30 年 5 月 25 日（金） 14:00～15:30

II 場 所 多治見バロー文化ホール 大会議室

III 出席者 委員 35 名中 33 名出席（欠席 2 名）

IV 議事要旨

【進 行】 東濃地区教育長会長（恵那市教育委員会教育長）

【事務局】 多治見市教育委員会

1 東濃採択地区協議会の設置及び開会

(1) 東濃地区教育長会の承認

- ・各市教育委員会は、東濃採択地区協議会規約に基づき、東濃採択地区協議会を設置し、教科書採択を進める。
- ・各市教育委員会は、東濃採択地区協議会にて議決した採択原案を尊重して、教科書採択を行う。

(2) 協議会の招集及び目的等

- ・「教科用図書東濃採択地区協議会規約」及び「平成 30 年度教科用図書東濃採択地区協議会設置・運営方針」に基づき、本協議会を招集する。
- ・主として平成 31 年度から使用する中学校道徳の教科書について協議・選定する。
- ・規約第 11 条 5 項の規定により、東濃教育事務所職員が同席する。

(3) 協議会委員の委嘱

- ・規約第 4 条及び第 5 条の規定により、各市教育委員会から 7 名ずつ選出いただいた方（計 35 名）を協議会委員に委嘱する。

(4) 会の成立の確認及び開会

- ・規約第 11 条の規定により、会の成立を確認（35 名中、33 名の出席）する。

2 議事

(1) 協議会役員の選出及び事務局の設置について（東濃地区教育長会長）

- ・規約第 7 条の規定により、協議会会長を選出する。

- ・委員が、協議会会長に東濃地区教育長会長である恵那市教育長を推薦する。

＜異議なし・承認＞

- ・規約第8条の規定により、会長が、副会長に多治見市教育長を、監査に土岐市教育長を指名する。

＜異議なし・承認＞

- ・規約第9条の規定により、事務局を設置する。
- ・委員が、多治見市教育委員会を推薦する。

＜異議なし・承認＞

(2) 協議会の日程及び研究員について（事務局）

- ・協議会は、本日（5月25日）と7月13日の2回開催する。
- ・規約第15条の規定により、研究員を置く（各市から2名推薦、計10名）。
- ・第1回研究員会（6月11日）において、会長が委嘱する。
- ・4回の研究員会を通して調査研究を行い、第2回協議会（7月13日）で調査研究結果を報告する。

＜異議なし・承認＞

□ 「特別の教科 道徳」について（東濃教育事務所担当指導主事）

- ・中学校「特別の教科 道徳」学習指導要領改訂の趣旨及び内容等の解説

(3) 採択基準について（事務局）

- ・「平成31年度使用中学校道徳教科用図書東濃採択地区基準（案）」の説明。
- ・県教育委員会から示された「平成31年度使用中学校道徳教科書 調査研究資料」の着眼点に東濃独自の着眼点を加え、調査項目（内容、構成・配列、学習と指導、表現・体裁等）ごとに整理したものを採択基準（案）とする。

（質疑応答）

委員：示された調査項目以外については、一切考慮されないのか。あるいは、他に優れた部分があれば、考慮されるのか。

事務局：採択基準についても研究員会で検討されるので、内容の変更は可能である。

委員：調査研究結果を数値化するなどして客観性をもたせる必要があると思われるが、調査項目によっては表現が難しいものもあるのではないか。

事務局：調査項目は、全体を網羅するものとなっており、どれも大切な内容であると考えている。研究員会が総合的に判断し、第2回協議会で提案いただく。

<承認>

3 連絡・依頼事項（事務局）

（1）情報公開について

- ・採択基準等は、事務局である多治見市教育委員会 HP で公開する。
- ・協議会委員及び研究員名簿については、各市の情報公開条例に従って対応する。
- ・情報公開の窓口は、多治見市教育委員会のみとする。

（2）より主体的な教科書採択に向けて

- ・教科書展示会の期間外でも、各市教育委員会にて教科書見本の閲覧が可能。
- ・教科書編修趣意書や昨年度の情報公開資料等も参考にしていきたい。

（3）予算について

- ・本協議会の運営に係る費用は、各市からの分担金で賄う。

教科書採択における公正確保の徹底について（東濃教育事務所教育支援課長）

- ・文部科学省通知文等に基づく指導

4 閉会のあいさつ（協議会会長）

- ・本協議会の終了は8月31日なので、公正確保には十分留意願いたい。
- ・各市教育委員会での採択にかかる議事録を確実に作成すること。